

平成29年度

## 第1回 石狩市健康づくり推進協議会

日時／平成29年6月2日（金） 18時30分開会

場所／石狩市役所5階 第1委員会室

### 協議会次第

1 開 会

2 諮問書交付

3 議題

石狩市産後ケア事業（宿泊型）の自己負担額について 資料1

4 報告事項

(1) 「量るだけダイエット100日」作戦の実施について 資料2

(2) 協働事業提案制度によるフェスタの開催について

(3) 産後うつ予防に関する産前産後の支援体制について

(4) 歯周病検診、後期高齢者歯科健診の実績報告について 資料3

5 その他

6 閉 会

**保健福祉部 健康推進担当**

# 平成29年度 第1回石狩市健康づくり推進協議会

## 座席表

保健推進課主事  
氏家 峻

会 長

委員 中川 賀嗣		委員 清水 祐美子
委員 我妻 浩治		委員 飯田 鉄蔵
委員 天野 真樹		委員 田制 恵子
委員 江頭 裕二		委員 犬上 十美子
委員 大原 宰		委員 三国 義達
委員 沢田 茂明		委員 佐々木 隆哉
委員 清野 和彦		

### (事務局席)

国民健康保険課主査 松木 有紀	国民健康保険課長 宮野 透	健康推進担当部長 上田 均	保健推進課長 武田 涉	保健推進課主査 竹瀬 麻紀	保健推進課主査 笠井 剛
--------------------	------------------	------------------	----------------	------------------	-----------------

		保健推進課主査 白川 晃子	保健推進課主査 廣瀬 芳江	保健推進課主任 田口 聖悟	
--	--	------------------	------------------	------------------	--

# 石狩市健康づくり推進協議会委員名簿

平成29年4月1日現在

構 成	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者（2名）	阿 部 包	藤女子大学人間生活学部特任教授	
	中 川 賀 嗣	北海道医療大学リハビリテーション科学部教授	
保健医療団体委員（4名）	我 妻 浩 治	石狩医師会顧問	
	天 野 真 樹	石狩医師会事務局長	
	江 頭 裕 二	札幌歯科医師会北支部副支部長	
	大 原 宰	北海道江別保健所長	新任
関係団体委員（3名）	沢 田 茂 明	石狩市社会福祉協議会事務局長	
	清 野 和 彦	石狩市体育協会専務理事	
	清 水 祐 美 子	石狩市食生活改善推進協議会会長	
公募委員（4名）	飯 田 鉄 蔵	一般公募	
	大 澤 順 子	一般公募	
	田 制 恵 子	一般公募	
	犬 上 十 美 子	一般公募	
行政委員（2名）	三 国 義 達	石狩市保健福祉部長	
	佐 々 木 隆 哉	石狩市教育委員会生涯学習部長	

任期：平成28年8月1日から平成30年7月31日まで

## ○石狩市健康づくり推進協議会設置要綱

平成22年5月18日要綱第61号

改正

平成26年3月31日要綱第67号

(設置)

**第1条** 市民の生涯にわたる健康づくりの推進を目指し、地域特性に応じた健康づくり対策や環境整備の推進を図るため、石狩市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項を審議、検討する。

- (1) 健康づくり計画策定、取組みの推進及び評価に関すること。
- (2) 健康づくり対策に係る情報交換及び啓発に関すること。
- (3) その他健康づくりのために必要と認められる事項

(組織等)

**第3条** 協議会は委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体、市民、行政機関等から市長が委嘱又は任命する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

**第7条** 会長は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会は別に定める要領をもって運営する。

(庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、保健福祉部保健推進課において行う。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

**附 則** (平成26年3月31日要綱第67号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。